

〈研究ノート〉

米国初の超党派プライバシー法案である “American Data Privacy and Protection Act” の提出経過とその特色

渡 辺 寛 人

目 次

- I. はじめに
- II. ADPPAの提出経過
 1. これまでの主要な連邦プライバシー法案の提出状況
 2. ADPPAの提出
 3. 委員会における審査
 4. 議会における審査
- III. American Data Privacy and Protection Actの概要
 1. 提出過程の特色
 2. 法案の特色
- IV. おわりに — 今後の議会の動向を踏まえて —

I. はじめに

アメリカで、いまだ包括的な消費者保護のためのプライバシー法案は制定されていない。2016年にEUで連邦データ規則:GDPRが制定され、EUにおけるデータ取扱業者を中心に、全世界的にプライバシー保護に対する配慮が必要となった。

アメリカ国内においても、2018年からカリフォルニア州を中心にプライバシー保護に関する州法の立法化が進んでいる。連邦法においても、2019年の末から2020年初頭にかけては民主党及び共和党のプライバシー保護法案が上院議会に提出されている。

もともと、両党の考えが長らく対立しており、連邦プライバシー法の立法化は遅々として進んでいなかった。

そのような状況の中、2022年に米国で初となる超党派での連邦プライバシー法案 (American Data Privacy and Protection Act :ADPPA) が提出された。¹⁾ 結果的には、同法案は最終的に立法化するには至らなかったものの、これまで議論が硬直していた連邦プライバシー法について、議会での審議段階まで押し進めることができ、超党派での立法化の契機を見出したとして非常に価値のあるものである。

そこで、同法案の制定過程及びその特色については、今後、米国におけるプライバシー保護法案の立法化を目指すうえで重要な示唆になると思われるため、本稿でその点について概略を紹介するとともに、若干の考察を加えたい。

II. ADPPA の提出経過

1. これまでの主要な連邦プライバシー法案の提出状況

第116議会において民主党案及び共和党案それぞれの連邦データプライバシー法案が提出されたが、会期が変わった117議会第1会期(2021年1月3日から翌2022年1月3日まで)においても、同様にそれぞれ法案が再提出されることとなった。

まず、はじめに2021年7月28日に共和党からSAFE DATA Act (SDA) が提出された。²⁾ 続けて、同年11月4日に民主党からもConsumer Online Privacy Rights Act (COPRA) が提出された。³⁾

SDAとCOPRAとの主要な相違点は、連邦法による先占(Pre-emption)と私的訴訟権(私的訴権)にある。特に、連邦法による先占を認め、アメリカ全体で統一的な運用を目指したい共和党に対し、州の監督庁の権限を維持したい民主党との間で、対立が深刻化していた。

そのため、両法案は議会に提出されたものの、第116議会第1会期から第117議会第1会期までの約2年間いずれも委員会での審議状態で留まっていた。

1) 117th CONGRESS, 2nd Session. United States Library of Congress H.R. 8152.

2) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S2499.

3) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S3195.

2. ADPPA の提出

一党単独での法案が委員会での審議段階で留まっている中、第2会期（2022年1月3日から翌2023年1月3日まで）に入り、超党派に動きがあった。

2022年6月3日、American Data Privacy and Protection Act: ADPPA⁴⁾が公表され、同月21日に、民主党のFrank Pallone, Jr（フランク・パローン・ジュニア）下院議員がADPPAを正式に下院に提出した。共同提案者は、民主党のJanice D. Schakowsky（ジャニス・D・シャコウスキー）下院議員、共和党のCathy McMorris Rodgers（キャシー・マクモリス・ロジャース）下院議員、Gus M. Bilirakis（ガス・M・ビリラキス）下院議員である。同法案は、提出者が民主党議員であるものの、共同提案者に民主党、共和党両党の議員が加わっており、超党派としては初の連邦プライバシー法案である。

また、これまで連邦プライバシー法案を提出していたのは、民主党のMaria Cantwell（マリア・キャントウェル）議員や共和党のRoger Wicker（ロジャー・ウィッカー）議員といった上院議員であり、下院では議論が進んでおらず、初の下院での法案提出でもあった。

3. 委員会における審査⁵⁾

(1) 法案提出

日本のような予備審査がないため、アメリカでは類似した法案が上院及び下院で数多く提出される。1会期中の法案が何千件にもものぼるため、有力な法案として審議に取り上げられてもらえるよう提出者のほか有力な共同提案者に加え、提出することが多い。

特に、法案はまず、常任委員会に振り分けられ、その後小委員会に付託され

4) Jana Farmer, Esq., and Richard J. Bortnick, Esq., Wilson Elser., *Five states have new privacy laws coming in 2023 so get ready ... although the latest federal bill may change everything*, 2022 WL 2290341, Practitioner Insights Commentaries (2022).

5) 立法過程は主に4段階に分けられる。法案の提出がなされたのち、議院における委員会での審議がなされ、委員会での承認後、議会での討論段階を経る。当然、法案が提出された議院だけでなく、提議側の議院とは異なるもう片方の議院においても同様に委員会での承認、議会での討論を経る必要がある。両議院で合意に達した場合には、最終段階として、法律文書の記録及び登録がされることになる。

るため、常任委員会及びその下の小委員会で影響力の強い議員を提出側に取り込もうとする動きが盛んである。

本法案でも、Pallone 議員が ADPPA を提出することになったが、同議員に加え、共同提案者として Rodgers 議員がおり、それぞれがエネルギー・商業委員会の民主党委員長と同共和党委員長である。さらに、共同提案者のうちの Schakowsky 議員と Bilirakis 議員は、それぞれ同委員会傘下の消費者保護・商業小委員会の民主党委員長と同共和党委員長であった。

(2) 公聴会

下院に提出するに先立って、2022年6月14日に、下院のエネルギー・商業委員会で ADPPA に関する公聴会⁶⁾が開催された⁷⁾。

公聴会では、8人の証人がそれぞれ、データの最小化、子どもの保護に関する文言、私的訴訟権の整備及び連邦取引委員会 (FTC) と州司法長官に責任を果たすためのより大きな権限を与えることに賛成した一方で、より明確な定義の必要性、FTC に割り当てられた人員や財源の増加、連邦法による先占などについては必要な変更を加えることを提案した⁸⁾。

議員らは証人の発言を聞いた上で、ADPPA の草案に賛成し、データ保護とプライバシーの向上を支持した⁹⁾。また、すべてのアメリカ人のプライバシー権を保護する法律を制定することの重要性について、参加者間で満場一致の合意に至った¹⁰⁾。

6) 立法過程において、委員会（小委員会も含む）は通常公聴会とマークアップ会議を開催することとなっている。法案に関する公聴会を開催することで、当該法案に関する民間及び行政の有識者を証人として発言させることができる。また、マークアップ会議は、作成された法案の修正・検討を行い、議院（小委員会の場合、委員会）に報告するか否か決定する。通常法案に関する政府関係者、専門家、代弁者などが証人として参加するほか、開会の日時場所内容が前もって公示されているため、賛成反対に限らず法案に関心を持つ議員が参加することができる。

7) EY Tax Alerts 2022, *House Committee on Energy and Commerce hearing on protecting America's consumers: Bipartisan legislation to strengthen data privacy and security* Viewed Recently, EY Tax Alert I.D. No. 2022-0943, (2022).

8) *Id.*

9) *Id.*

10) *Id.*

(3) 委員会での審査¹¹⁾

本案では事前にエネルギー・商業委員会のメンバーが主体となって動いており、同月21日に下院に提出された後、Parliamentarian（議事運営専門員）により、同日付で、Pallone 議員が委員長を務めるエネルギー・商業委員会に送付されることとなった。

翌22日には、傘下小委員会である消費者保護・商業委員会で検討されることが決定され、23日に、小委員会でマークアップ会議が開催された。投票の結果（全メンバー24名で民主党員14名、共和党員10名）、修正なしでエネルギー・商業委員会の本会議に移った。

同年7月20日に、常任委員会であるエネルギー・商業委員会において、マークアップ会議が開催され、投票の結果（全メンバー58名で民主党員32名、共和党員26名）、賛成53、反対2の圧倒的多数で下院議院に提出及び報告することとなった。¹²⁾

これまでCOPRA及びSDAも含め、包括的プライバシー法案が委員会の検討段階を越えて議会にまで提出されることはなかった。

4. 議会における審査

下院のエネルギー・商業委員会では圧倒的多数の賛成を経て、議会に提出されたADPPAであったが、両院の議会は制定に反対であった。

同委員会のマークアップ会議がなされた2022年7月20日に、COPRAの提案者であり、上院常任委員会である商業・科学・交通委員会民主党委員長のCantwell上院議員は、記者団に対して、下院の法案（ADPPA）は執行権が不足しており、保護が弱すぎるとして法案を委員会に移す予定はないと話した。¹³⁾

11) アメリカの立法手続の中で特徴として挙げられるのが委員会制度である。委員会内で会期中にそもそも審議にさえ持ち込まれない場合や審議されたとしても否定意見が多ければ本会議には持ち込まれず、また審議の主な決定権は委員長が握っている。そのため、付託された委員会に、反対派の委員長や議員がいるとその時点で廃案になる可能性が高くなるため、事前に好意的な委員長や議員が多い委員会に付託されるようその委員会に関連するような条項を盛り込むこととなる。

12) <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/8152/all-actions?q=%7B%22search%22%3A%5B%22%5C%22American+Data+Privacy+and+Protection+Act%5C%22%22%5D%7D&s=2&r=1>, last visited Jun. 12, 2023.

また、同議員は、下院議長の Nancy Pelosi (ナンシー・ペロシ) 議員が当法案を議事にかける計画さえないと思うので、上院で持ち出すつもりはないと述べた。¹⁴⁾

上院院内総務の Charles E. Schumer (チャールズ・E. シューマー) 議員も同様に反対意見を付している。¹⁵⁾¹⁶⁾

8月15日には、カリフォルニア州プライバシー保護庁 (CPPA)¹⁷⁾ は、Pelosi 下院議長及び ADPPA に反対する他の下院議員に対して、州独自の法律 (CPRA) が連邦法の先占により無効となることで、州民の保護が図れないとの懸念を示

13) EY Tax Alerts, *Congress returns to pre-election session Viewed Recently*, 2022EY Tax Alert I.D. No. 2022-1348 (2022).

14) *Id.* Cantwell 議員は他の包括的なプライバシー法案を提出するのではなく、7月下旬に子どものプライバシー保護に関する法案2つをマークアップ会議に通している。

15) Oklahoma Law Review, *BRINGING DOWN BIG DATA: A CALL FOR FEDERAL DATA PRIVACY LEGISLATION Viewed Recently*, 74 Okla. L. Rev. 733 (2022).

16) 同日、電子フロンティア財団 (EFF) が、法案の妥協点に「失望した」とツイートした (https://twitter.com/EFF/status/1549856118838423552?s=20&t=KXbSVAUNZ_VA_RZ_DuRibR1Q, last visited Apr. 2, 2023.) ほか、全米広告主協会は「企業がごく普通の責任ある広告目的で基本的な人口統計データおよびオンライン活動データを収集・利用することを禁止するものだ」として同法案に対して反対する声明を発表している。

Margaret Harding McGill, *Online privacy bill faces daunting roadblocks*, Aug. 4, 2022, <https://www.axios.com/2022/08/04/online-privacy-bill-roadblocks-congress>, last visited Apr. 2, 2023. ではこれらの ADPPA の条項を好まない企業に対するロビー活動が必要なこと、連邦法による先占に対する両党員間での意見の相違及び上院と下院における対立の3点から、8月の段階では、ADPPA はこれまでのどの法案よりも成立まで進歩があったものの、立法化まではまだ長い道のりであると評価されていた。一方で、Amazon や Apple を代表とするビッグテックからの反対の声はとくに挙がっていなかった。

17) Jennifer M. Urban, *California leads the nation in privacy protections. Congress wants to end that*, Sep. 28, 2022, <https://www.sfchronicle.com/opinion/openforum/article/California-privacy-protection-congress-17460796.php>, last visited Apr. 2, 2023. 法学の実務家教員であり、カルフォルニア州プライバシー保護庁の長官を務めている Jennifer M. Urban (ジェニファー・M・アーバン) 教授は、カルフォルニア州がこれまでアメリカにおけるプライバシー保護につき、何十年もの間リードしてきたこと、ADPPA はこれまでのカルフォルニア州が州民の保護を図ってきており、このような進歩を元に戻してしまう点で問題があることを指摘している。

し、ADPPA に反対する旨の書簡を提出した。

そして、夏季休会明けの9月2日に、Pelosi 議長は、ADPPA はカリフォルニア州の既存のプライバシー法と同じ消費者保護を保障するものではないとしてADPPA に批判的な声明を発表した。¹⁸⁾ カルフォルニア州は非常に多数のイノベーションが産出されているため、消費者保護においても国内最高峰を維持し続けることが不可欠であることが理由であった。²⁰⁾

一方、SDA の提案者であり、商業・科学・交通委員会共和党委員長の Wicker 上院議員は、ADPPA を支持しており、9月の会期中に下院議会での投票を求めているが、実現することなく中間選挙の準備（休会）期間に突入した。

選挙後は非常に混み入った立法スケジュールが組まれていたため、その後、上院下院のいずれも進捗状況がないまま2022年の年末を迎え、同年12月30日にエネルギー・商業委員会による修正報告書が提出された。²¹⁾

第118議会を迎えた現段階においてもADPPA またはそれに似た法案は今のところ提出されておらず、連邦プライバシー法の制定は先延ばしとなっている。²²⁾

III. American Data Privacy and Protection Act の概要

1. 提出過程の特色

(1) 折衷案の中身

ADPPA に関する提出過程の特色として、何よりも超党派法案であることが挙

18) カルフォルニア州選出の議員である。エネルギー・商業委員会における投票において反対票を提出した2名の議員（Anna Eshoo（アンナ・エシュー）議員及びナネット・ディアス・バラガン議員）はいずれもカルフォルニア選出の議員であった。他のカリフォルニア州選出議員であるドリス・マツイ下院議員は、法案に賛成票を投じたが、議会において追加の変更なしには法案を可決することはないと述べた。

19) EY Tax Alerts, *supra* note 6.

20) *Id.* もっとも、同議長は、カリフォルニアの不安を払拭するため、Pallone 委員長と協力する姿勢を示しており、同委員長も同様に、法案をさらに強化する方法をPelosi 議長と協議すると述べている。

21) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress H. Rept. 117-669.

22) 2023年6月12日現在。

げられる。2019年に連邦プライバシー法案がいくつか提出され始めた当初から両党で議論が進んでおり、すぐ超党派案が出来上がるのではないかと見込まれていた。しかしながら、両党間で主要論点につき対立が深まり、超党派案の作成まで時間を要した。

ADPPAは連邦法による先占及び私的訴訟権の有無という2つの論点を巡って、相手方の意見を互いに譲るような形で作成されており、連邦法による先占を強く推し進めていた共和党の意見が取り入れられた一方で、私的訴訟権についてはこれを認めることで民主党の意見にも沿った形になっている。

(2) 超党派成立時の時勢

初の超党派での法案を提出するに至った潮流として、州法の施行に先駆けて、データプライバシー保護に対する連邦法による統一的な運用を図りたかったことが考えられる。

連邦法による包括的なプライバシー規制がないため、州は独自のプライバシー法を制定し始めた。2018年に、カルフォルニア州で、the California Consumer Privacy Act of 2018: CCPA (カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018年)が制定されたのち、2023年6月時点で、包括的なプライバシー法を持つ州は、カルフォルニア州 (CCPA及びCPRA)、バージニア州 (VCDPA)、コロラド州 (ColoPA)、コネチカット州、ユタ州の5つとなった。

成立年月日	施行年月日	州
2018/6	2020/1/1	カルフォルニア州 (1州目)
2020/11	2023/1/1	カルフォルニア州 (改正)
2021/3	2023/1/1	ヴァージニア州 (2州目)
2021/7	2023/7/1	コロラド州 (3州目)
2022/3	2023/7/1	コネチカット州 (4州目)
2022/5	2023/12/31	ユタ州 (5州目)

※包括的な個人情報保護法が成立した州の一覧

既に同時点で、CCPAは制定、施行されているものの、同法は個人情報に対するアクセス、削除、販売を停止するなどといったプライバシー保護の基本的権利を保護したものであった。²³⁾

23) 参考資料として California legislative information に法案の原文が掲載されている。

2023年1月以降CPRAを筆頭に各州法が施行されることとなり、各州でデータプライバシー保護に対する運用やガイドラインが異なってくる可能性がある。施行を迎える段階において、プライバシー保護の設備投資を進める企業や広告団体等からより一層統一的な解決の必要性が求められていたと推測される。

(3) 下院議会への提出

また、これまで話題に上がっていた連邦プライバシー法案が上院であり、いずれも委員会での審議段階で留まっていたのに対し、本案は下院での提出であり、議会への提出にまで至った点も特色の一つとして挙げられる。

前述した通り、民主党の上院議会議員の中には、プライバシー保護について共和党との対立が依然として強い一方で、下院議員同士でそこまでの対立はなかったため、超党派案にこぎつくことができた。

また、ADPPAは超党派の法案であった上に、単に下院議員であるにとどまらず、提出議員として構成されていたのが下院両党の委員長同士、また同委員傘下の小委員長同士であったことが、委員会の審議を²⁴⁾大多数で可決し、議会への提出までありつけた要因になっている。

委員会は小立法院と呼ばれるほど、アメリカの立法過程において重要な位置付けがなされており、議会に付されるかどうかについては委員長・小委員長が強い権限を持っている。今回、提出前に委員会内において公聴会も実施し、満場一致の賛成を得ており、事前の根回しがあったことも大きな影響があったと思われる。

2. 法案の特色

(1) 対象データ及び対象事業者

ADPPAがプライバシー保護の対象としているデータはいくつかあるものの、

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CIV&division=3.&title=1.81.5.&part=4.&chapter=&article=, last visited Jun. 12, 2023.

24) Frank Pallone, Jr (フランク・パローン・ジュニア下院議員) はエネルギー・商業委員民主党委員長, Cathy McMorris Rodgers (キャシー・マクモリス・ロジャース下院議員) は同共和党委員長, Janice D. Schakowsky (ジャニス・D・シャコウスキー下院議員) は同委員傘下の消費者保護・商業小委員会民主党委員長, Gus M. Bilirakis (ガス・M・ピリラキス下院議員) 同小委員会共和党委員長である。

主として Covered data (対象データ) や Sensitive covered data (センシティブ対象データ) が目的となる。²⁵⁾ 定義規定において、対象データとは、単独又は他の情報と組み合わせ、個人若しくは端末を識別し、又は個人若しくは端末と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある情報をいう。²⁶⁾ センシティブ対象データについては、対象となるものが列挙されており、社会保障番号（パスポート番号や運転免許証番号等が含まれる。）、身体的情報（既往歴や障害の有無、健康状態など）、金融口座やクレジットカードの番号、生体・遺伝情報及び位置情報など 16 個の分類に分けられている。

識別の対象となる個人とは、アメリカ国内に居住する自然人を意味しているため、²⁷⁾ 他の国に居住する自然人や法人は保護の対象にはならない。また、アメリカに一時的に旅行や観光に来ている場合も、「居住」しているとは見做されないため対象データの範囲には含まれないこととなる。一方で、アメリカ国内に居住する自然人が一時的に他の国に行っている場合には、そこで得られた情報も、ADPPA の保護の対象となるデータにあたる。

Covered entity (対象事業者) については、非営利目的の個人を除き、対象データを収集、利用、移転する目的で情報を得ている、あらゆる団体、個人が²⁸⁾ 対象となっており、一般通信事業者を含むほとんどの事業者がその対象となる。対象事業者の規定は、これまで提出してきた共和党案に寄り添った形となっている。

(2) 事業者の義務 — 忠実義務について —

ADPPA は第 1 章で忠実義務 (duty of loyalty) を定めている。そして、その章の一番初めのセクションで「データ最小化原則 (data minimization)」を定めており、同法案の特色の一つになっている。

規則の中身は、一般条項として、まず、対象事業者は、合理的に必要なかつ適切なものでない限りは個人情報を収集、利用、転送することはできないと定め

25) 他に、Covered algorithm (対象アルゴリズム: AI) や derived data (派生データ) や unique persistent identifiers (永続的識別子) も含まれる。

26) ADPPA 2 条 (8) (A).

27) ADPPA 2 条 (19).

28) ADPPA 2 条 (9).

ている²⁹⁾。そして、(1) 個人が許可した特定の製品やサービスを提供または維持するためか (2) (b) 項で列挙された 17 の目的を達成するためである場合のみそれが許されることとしている³⁰⁾。

GDPR も対象事業者にデータを収集、利用、転送する際に、データを利用する目的と関連性があり、かつ必要なものであることを要求しており、その点は ADPPA と同様の規定ぶりになっている³¹⁾。もともと、そういった一般的な必要最低限度における、個人情報³²⁾の収集、利用、移転等を示したにとどまらず、ADPPA101 条 (a) (b) のいずれかの列挙事項に当たらなければ許されない点でより厳格に忠実義務を定めている。

(3) 消費者の権利

ADPPA では、個人に対し、アクセス権、訂正権、削除権及びデータポータビリティ権が認められている³²⁾。対象事業者が、個人から有効な権利行使を受けた場合には、原則、権利行使に応じた対応を取らなければならない。また、大規模データ保有者においては、権利行使に対する対応状況を開示する必要がある³³⁾。

例外として、対象事業者は、消費者の権利行使に対し、拒絶すべき場合及び拒絶できる場合が定められている³⁴⁾。

(4) 適用関係

前述の通り、ADPPA は基本的に連邦法による先占を認めている³⁵⁾。適用関係に

29) ADPPA101 条 (a).

30) ADPPA101 条 (a), (b).

31) GDPR 5 条 1 項 (c).

32) ADPPA203 条 (a).

33) ADPPA203 条 (f).

34) ADPPA203 条 (e) (3) (A).

35) ADPPA 404 条の Relationship to Federal and State law (州と連邦との適用関係) において (b) Preemption of State Laws (州法の先占) として、連邦法による先占を認めている。以下参照。“No State or political subdivision of a State may adopt, maintain, prescribe, or continue in effect any law, regulation, rule, standard, requirement, or other provision having the force and effect of law of any State, or political subdivision of a State, covered by the provisions of this Act, or a rule, regulation, or requirement promulgated under this Act.”

においては、FTCによって新たなプライバシー保護庁が設立され、執行されるほか、州民の利益が侵害された場合などには州のプライバシー保護庁にシビルアクションを起こす権利を与えている。³⁶⁾

私的訴訟権も明文で規定されており、民主党の希望に沿った形となっている。³⁷⁾ 連邦法による先占及び私的訴訟権については、争いが激しい論点であり、本稿だけで網羅的に論じることは難しいため、別稿にて論じる機会を持ちたい。

IV. おわりに — 今後の議会の動向を踏まえて —

ADPPA また他の連邦プライバシー法案が成立する可能性について検討する。

ADPPA は、現段階では下院議会段階で頓挫している。また、上院においても、民主党商事・科学・交通委員長の Cantwell 及び院内総務 Schumer 議員が法案に反対しているほか、Wicker 上院議員は中間選挙後に軍事委員会を率いるために共和党商事・科学・交通委員会を離れると予想されているため、2023 年以降、ADPPA に関する議論や同様の提案は支持力を維持するのに苦労するとの指摘がなされている。³⁸⁾³⁹⁾

もっとも、強行策がないわけではない。まず、下院においては、各議員の法案に関する意見は5分以内と定められているため、反対派議員がいたとしても議事妨害には時間的限界があり、過半数を得ている一党のみで賛成に漕ぎ着けることも可能性として考えられる。

他方、上院においては、上院規則 19 条で、「いかなる上院議員も、他の議員の討論を、その議員の同意無しには中断させることができない」と定められて

36) ADPPA401条, 402条.

37) ADPPA403 条.

38) Oklahoma Law Review, EY Tax Alerts, *supra* note 8.

39) Michele Estrin Gilman, *BEYOND WINDOW DRESSING: PUBLIC PARTICIPATION FOR MARGINALIZED COMMUNITIES IN THE DATAFIED SOCIETY* Viewed Recently, 91 Fordham L. Rev. 503 (2022). もっとも、ADPPA は、これまで多数あった前案のいずれよりも立法過程をさらに進めたことは事実であり、議会全体による通過の可能性は不透明ではあるが、激しい超党派交渉の結果であり、将来法律となる可能性のあるテンプレートであるとの指摘もなされている。

おり、各議員の発言時間に上限がないため、会期終了まで際限なく発言することができる。いわゆるフィリバスターと呼ばれる議事妨害行為であり、過半数を得ているだけでは議決に持ち込むことはできない⁴⁰⁾。

第118議会第1会期では、大統領選また中間選挙が予定されておらず、議席の変動が見込めないことやここ数年、上院の一方が6割以上議席を獲得していない現状からすれば、民主党、共和党のいずれかが強行して法案を成立させるのは考え難い。いずれにしても一党単独での法案では委員会の審議段階で頓挫する可能性も高い。

したがって、超党派での法案成立を目指すしか方途は事実上ない。

連邦法の成立が急がれるところであるが、連邦法による先占を認めるべきであろうか。

これまで、ビデオプライバシー保護法や電話消費者保護法といった連邦プライバシー法は連邦法による先占をほぼ認めておらず、ADPPAは例外的な対応となる。

また、連邦議会で法律を制定し、施行する頃には現実問題に対する時期を逸している可能性が高い一方で、州議会はより機敏に問題に対応できる能力がある。これまでも、メイン州で画期的なブロードバンドプライバシー規則を採択したことやカルフォルニア州で車載カメラとスマートスピーカーに関する法律の強化を即座に進めたことが事例として挙げられる。

各州で徐々にプライバシー法の制定、施行が進められており、また各州で柔軟な解決手段を用意する必要があるとすると、仮に連邦法による先占を認めたとしても各州にプライバシー保護庁を設置し、州法の執行権を委ねるなどし、州との対立を埋める規定を盛り込むことになる。特に、全州を通じて初となるプライバシー法を制定し、プライバシー保護に関心の強いカルフォルニア州⁴¹⁾

40) 全議員の5分の3（60議席）以上の賛成を得ることで、クローチャーと呼ばれる討論終結決議を行い、投票に持ち込むことができる。そのため、上院においては実質的には6割以上の賛成票を得なければ少数派の妨害を越えて議決に至ることはできない。

41) カルフォルニア州は、2018年6月にアメリカで初めて包括的なプライバシー法（CCPA）を制定し、州民に個人情報に対してアクセスし、削除、販売を停止する権利を認めた。2020年には改正法（CPRA）で機密性の高い個人情報につき、より一層の保護を図

との対立解消が最重要の課題となろう。

り、「自動化された意思決定」技術に対してもオプトアウトすることができる権利を認めたことや米国内初のデータ保護機関であるカルフォルニア州プライバシー保護庁を創設したことなど、いかなる州よりもデータプライバシーを手厚く保護している。

ADPPAは、プライバシー保護法を制定していない州にとっては、プライバシー保護を改善するための重要な一歩になる可能性がある一方で、連邦法の先占により、コロラド州やコネチカット州を含むプライバシー保護法がすでに実施されている州では、前述した「自動化された意思決定」技術に対するオプトアウトの権利などは消滅し、州民にとって損失となると指摘されている。また、州民にとってだけでなく、既にプライバシー保護の慣行に自信を持って投資している企業からすると、プライバシー保護のガイドラインが変わることで混乱することにもなりかねない旨指摘がなされている。